

南アルプス市立小・中学校における防犯カメラの管理運用基準

平成31年 2月 1日

(目的)

第1条 この基準は、南アルプス市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に設置する防犯カメラシステムについて、個人のプライバシー保護への配慮と設置目的である犯罪防止による児童・生徒の安全・安心な学校生活の確保を図るため、運用に関し必要な事項を定め、適正な設置及び運用することを目的とする。

(定義等)

第2条 この運用基準において「防犯カメラシステム」とは、小・中学校の敷地内及び施設内に設置された防犯カメラ、録画装置及び映像表示装置一式（これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。）をいう。

2 防犯カメラによる撮影範囲は、必要最小限の撮影対象区域を範囲とする。

(管理責任者の責務)

第3条 防犯カメラシステムの管理運用を適切に行うため、管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、管理責任者は小・中学校の校長をもって充てる。ただし、管理責任者が不在の場合であって止むを得ない場合は、管理責任者があらかじめ指名した教頭が代行する。

2 管理責任者は、防犯カメラシステムの操作等をする者（以下、「操作担当者」という。）に教頭1名及び教務主任1名の2名をもって充てる。

3 管理責任者は、操作担当者以外の者に、防犯カメラシステムの操作を行わせてはならない。

4 管理責任者は、録画記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

5 管理責任者は、録画記録の適切な取り扱いに努める。

6 管理責任者は、操作担当者に、この基準を遵守させなければならない。

(操作担当者の責務)

第4条 操作担当者は、この基準に基づき防犯カメラシステムの適正な運用を図らなければならない。

- 2 操作担当者は、管理責任者の指示により防犯カメラシステムの操作等を行わなければならない。
- 3 操作担当者は、前項に規定する指示により操作等を行った場合は、管理責任者へ操作等した内容について速やかに報告しなければならない。

(カメラ設置等の表示)

第5条 管理責任者は、施設利用者が防犯カメラの設置を認識できるよう、施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置し、又は作動している旨を表示しなければならない。

(録画記録の管理)

第6条 管理責任者は、録画記録の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の録画記録の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 録画記録の保存期間は、撮影した日から16日間以内とし、保存期間を過ぎた記録は速やかに消去するものとする。ただし、管理責任者が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 録画記録は、管理責任者が認めた者のみ閲覧できるものとする。
- (3) 録画記録は、原則として複写し、又は加工してはならない。
- (4) 録画記録は、次条に定める利用又は提供の場合を除き、施設外に持ち出し、又は提供してはならない。
- (5) 録画装置は、安全に管理できる場所に置かななければならない。
- (6) 録画を記録した媒体を廃棄する場合は、破碎の上廃棄しなければならない。

(録画記録の利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、録画記録を目的以外に利用し、又は他者に提供してはならない。ただし、次の場合は提供できるものとする。また、提供に際しては、管理責任者と教育委員会であらかじめ協議するものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

(防犯カメラシステム操作状況等の報告)

第8条 管理責任者は、事案の発生に伴い録画映像を含む映像を確認した場合及び前条の規定により録画映像を利用し、又は提供した場合は、防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書（第1号様式）により速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、苦情又は問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、録画記録に関する取扱いは、南アルプス市個人情報保護条例(平成15年南アルプス市条例第251号)の規定によるものとする。

附 則

この基準は、平成31年2月1日から施行する。施行後、管理責任者はただちに保護者や地域住民に対し、学校から発行される通信、ホームページ等にて基準を周知する。

第1号様式（第8条関係）

防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書

年 月 日

（宛先）南アルプス市教育委員会

管理責任者
長

印

南アルプス市立小・中学校における防犯カメラの管理運用基準第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 報告の区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 事案の発生に伴い録画映像を確認した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 録画映像を外部提供した場合に係る報告
2 事案発生日	
3 事案の具体的な説明	
4 当該報告に係るシステム操作等をした者 (職名及び氏名)	
5 外部提供の年月日	年 月 日

※「4 当該報告に係るシステム操作等した者（職名及び氏名）」欄において、操作等した者が複数いる場合は、その全ての者を記入すること。

※「5 外部提供の年月日」は、録画映像を外部提供した場合の場合に記入すること。